

『但馬新聞』と 『但馬新聞』は明治三十六年豊岡町で発刊された地方紙である。地方紙の常として教育問題に女子教育は特に熱心で、一般記事の他、第一面の論説欄にもしばしば学校について触れることが多かった。高等女学校設立についても第二十四号で取上げたが、さらに三十八年三月二十二日付の社説で訴えている。同年設立予定の私立窈淑女学校を紹介しつつも、「其の規模設備の点に於て未だ満腹の意を表する能はざるを憾」として、世人の一段の奪起を切望したものである。その要旨は、

「女子教育の普及は社会の根本であり、その興廢は一国文野の分岐点である。但馬幾多の人士はこの必要を知悉していることを信じているが、何ら事実の上に見るべきものがないのは肩身が狭い思いである。しかし、女子教育の問題はすでに久しく世の講究研鑽を経て現に各地における実績の見るべきもの少しとせず、ここにおいて冷然たる態度をとるのは、但馬、少くとも豊岡の一大不名誉である。この問題を解決するのはわが豊岡の責任なりと信ずるからである。でなければ、近い将来において但馬の頭腦たるべき声望は自然に八鹿・和田山のごとき新開地の占有に帰し、ついに豊岡なる名称は史上の空名と化そう」

ここには、改置豊岡県庁設置以来、但馬の「首都」化した豊岡の矜持が見られ、県立中学校誘致における八鹿町との争いの背景にも通じる一面を見てとることができる。

第六章 明治期の生活と文化

第一節 宗教と戸籍

論社

「論社」とは、式社調査によって式内社と確定するについて論の分かれた神社をいう。『校補但馬考』は論社の起因として、流行神の合祀や社号のみだりな変改の他、分霊奉祀の結果、主社枝社の別が不明になった場合などを示唆している。

いずれにせよ延喜式（延長五年〔九二七〕完成）以来の年月と習合の実態が式内社の索定をあいまいにしてしまったものである（表82）。

市内の論社については、既に上巻に一部を記述した。ここでは、新資料によって森尾地区の阿牟加神社を取り上げる。

阿牟加神社は延喜式には「出石郡、阿牟加神社」とだけあるが、郡内には出石郡虫生村（但東町）と出石郡森尾村（豊岡市）に併立していて、『大日本史・神祇誌十七』は「虫生村」とし、『但馬式社考』は「安美郷大内庄森尾村」としている。

表82 奉祀祭神名変遷の一例

神社名	所在	祭神						
		現在	1	2	3	4	5	6
小田井県神社	小田井	大己貴命	大己貴命	宇麻志麻治命	宇麻志麻治命	大己貴命	大明命 宇賀姫命	小田井県大明神
女代神社	九日市上	高皇産靈神	高皇産靈神	高皇産靈命	三穗津姫命	大荒布命	宇賀姫命	女代大明神
酒垂神社	法花寺	酒美津男命 酒美津女命	酒美津男命 酒美津女命		速秋津日命	酒解子神	山姫命 木花開耶姫命	大藏大明神
中島神社	三宅	田道間守命	田道間守命		市杵島姫命	田道間守命	天日槍命	中島大明神
阿牟加神社	森尾	天湯河坂拳命	天穗日命	(祭神知らず)	天穗日命	物部十千根命	天湯河坂拳命	阿牟加荒神
雷神社	佐野	大雷神	大雷神		火雷神	火雷神		佐野天神
海神社	小島	大綿津見命	大綿津見神	陸速日尊	饒速日命	海童神 住吉神 海部臣	建田背命	
西刀神社	瀬戸	稻背腰命	稻背腰命		五十跡手命	西刀宿称	素戔鸣命	三宝荒神
氣比神社	氣比	大氣比日子命	大氣比日子命		豊宇氣比荒命	五十狹沙別命 仲夜来丸神助命	三島津咋耳命	宮代明神
重浪神社	畑上	上津綿津見命	上津綿津見命	大己貴尊	大己貴命	神津主命	芦原色許男命	上津大明神

注 祭神 1. 兵庫県神社誌 明治以降の神社調査の集大成

2. 伊能忠敬測量日記(文化11年(1814)) 当地に測量のため立寄ったときの記述
3. 但馬神社深秘考(明治2年(1765))
4. 国司文書、姫崎郡・氣多郡・出石郡各故事記(平安時代の著とされる)
5. 伝承、特選神名牒、神祇志料による。
6. 江戸時代までの習合神号

結局は虫生村の阿牟加神社が式内と決定され、森尾側の反論が相次ぐこととなったものである。
 明治七年(一八七四)九月に森尾村から豊岡県にあてた陳情によると、二年八月に久美浜県式社内外検廻の

ため朝来郡竹田町の神官・荒尾近江と出石藩少属・橋本八郎兵衛が検社、森尾村の阿牟加神社を式内社と認め、翌三年三月には出石藩から式内社として保護し標識などを立てるよう指示されたという。

七年に至り、虫生村氏神「箱ノ宮」が式内阿牟加神社と認められ、森尾村阿牟加神社は式外と心得るよう沙汰された。「箱ノ宮」は出石藩時代も式内と称していたが証拠はなく、検廻神官や橋本に潜称することの不当性を説論されたほどである、と森尾村は激しく式社不認定措置に抗議した。

八年一月に森尾村は、同じく式社認定を奥野村の大生部兵主神社おおいくべと争った三宅村(安美郷戸主大生部兵主神社)と連名で、両社ともに式社として両村に鎮座したことを立証する文書を入力したとして認定の再考を願い出た。式社認定は流動的であったらしい。二十八年には兵庫原訓令二十号によって、森尾村は再び阿牟加神社の式内認定を願い出たが、却下された。



写102 森尾の阿牟加神社
社標
それでも「式内」としている。

森尾村の場合、神社のある谷一帯を「阿牟加谷」と呼ぶのに対し、虫生村側は「あむか側」「あむか杉」の名がある上、「阿牟加神社」と記した鰐口があったと言いついては伝えている。問題は祭神で『神祇考証』では天穂日命、『新撰姓氏録』に「奄我」は天穂日命の後とあるのに、森尾村の場合は天湯河あめのゆかわの板いた拳こぶを祭るとされた点で虫生村に一步を譲ったのではないかと考えられている。『校補但馬考』は森尾村阿牟加神社の祭神が鳥取部の祖・天湯河板拳である場合、「あむ

か」は「網加」安美郷」であろうと推論している。

神葬祭

維新政府の神道国教化の推進の概略も、既の上巻で触れた。その諸施策の中で神葬祭への転換について見ると、強制は士分以上に限られ、庶民に対しては宗門改めに代えて戸籍改めを氏子調べと関連させることとしている。

三年五月三日、豊岡藩は太政官布告によって「公室から士卒に至るまで」神葬祭への転換を布達した。庶民は願いの者は差許すという扱いで、明治初期の藩制段階での対応として士庶の別はこうした施策の中にも生き残っていた。

五月二十二日、宗廟（元・瑞泰寺。京極家菩提寺）で親祭のため諸士一同が麻上下着用、朝六ツ半（七時）に稽古堂（藩学。当時、廃寺後の元藩寺・興国寺に移っていた）に集まり、祭典中は宗廟に詰めるよう指示された。典礼の号唱で諸士一同拝礼する。ただし、士階四等以上は独礼、五等以下は七名ずつ相連り拝礼する。

九ツ時（正午）、供物を受けに藩庁に麻上下着用で出頭した。卒（兵隊）は朝六ツ半には斉武寮（調練場）に集合、隊伍を整えて宗廟へ赴く。持銃（捧げ銃）の礼の後、半隊ごとに門内（郭内）の警衛と稽古堂詰めにまわった。祝砲のときは全隊が揃った。

稽古堂では従来、孔子を祀る釈奠の礼には藩主が親祭したが、明治維新後は中国風によらず建学精神（「敬て皇祖の懿訓を遵奉」）に従って神式になっていたから、神祭の執行は手なれていた。

四年四月一日、山王山で神武天皇陵遙拝式を行ない、その後、遙拝所は城山（以後、神武山と呼ぶ）に移された。

表83 明治7年12月「年中祭式節手続書」

豊岡県庶務課社寺掛

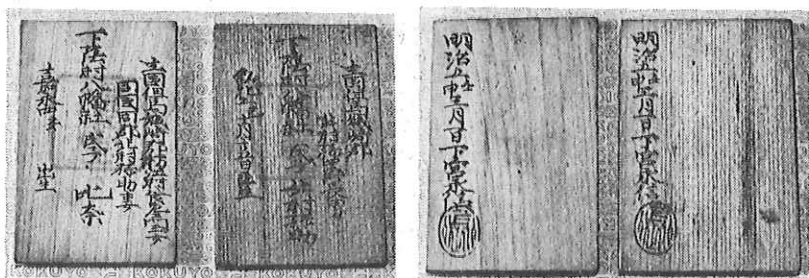
月	日	祭式	行事	休日
1	1	新年拜賀式	礼服、出庁、賀表、国旗掲揚	○
	3	元始祭	国旗、小田井社参拝	○
	5	新年宴会	礼服、酒肴、国幣社神官へ酒肴料	○
	30	孝明天皇祭	国旗、礼服、御陵遥拝式	○
2	4	祈年祭	国幣社へ幣物料	○
	11	紀元節	礼服、酒肴、神武天皇遥拝式	
4	3	神武天皇祭	遥拝式、国旗	○
	24	籠神社例祭	(県下宮津支庁下の国幣社) 幣物料	
6	30	大祓式	小田井社、	午後
9	17	神宮神嘗祭	遥拝式	○
10	20	出石神社例祭	(県下の国幣社) 幣物料	
11	3	天長節	国旗、酒肴、礼服	○
	23	新嘗祭	国幣社へ幣物料	
12	6	後桃園天皇祭	小田井社	○
	12	光格天皇祭		
	31	大祓式		

五月二十五日は楠木正成湊川戦没の日で、楠公祭典を執行した。楠中将社（湊川神社）造営の件は明治元年春に發起され、三年八月には兵庫県が太政官より委任されて、有志の寄付を豊岡でも募っていた。いづれの祭奠も、庶民はその意にまかせて祭奠後の拜礼を許している。

改置豊岡県時代に入ると、県は神葬祭を直接、主導はしないものの規格化しており、すでに今日の祝祭日休日制に移っている（表83）。以上は明治三年、政府が大教宣布によって神社制度や祝祭日を制定したのにもなる処置であった。

戸籍改め 宗門改めの制度は江戸時代、寺と氏子札 請制によって寺院を権力機構の

末端に組み入れ幕藩体制の維持に機能した制度であったが、キリシタン邪宗門禁制に名をかりた人民統制上の戸籍調べの手段であったから、旧幕府色と仏教勢力の一掃を意図する新政府としては、戸籍制度の整備にもなって断乎、廃止すべきものであった。一般には、明治二年（一八六九）に廃止を議し、明治六年のキリシタン解禁に至る過程を経て廃止された（『日本



(裏) 子氏 103 号 札 (明治5年3月) (表)

歴史大辞典』とされていて、キリシタン解禁を渋った新政府のあいまいな措置と見られている。

しかし、三年五月には豊岡藩庁は次のような太政官布告を各寺院に布達している。

「年来仲春（二月）、宗門改と号し戸口の多少、邪宗の有無を検査致し、寺院にも関係これ有り候へども以後、戸籍改と更称、寺院においては一切関係なく、もつとも邪宗門の儀は天下の厳禁につき、仲春にかかわらず平生、吟味致すべく候間、寺院も常々心得申すべく候」

新政府は四年七月、『郷社定則』を定めて戸籍一区に郷社一社を置き、その他の区域内神社を郷社に付属させて村社とし、宗門人別帳に代わる戸籍編成を神社に補完させようとした（『大小神社氏子調』）。これによって「臣民一般出生ノ児」は必ず守札（氏子札）を受けて守札御下渡人別帳（氏子帳）が作成され、前後する戸籍法改定と合わせて同年十月には大蔵省布達で宗門人別帳は廃止されているのである。

しかし、既述のように久美浜県では明治二年七月に『戸籍編成仕法』を布令し、県下の祥雲寺村などで明治三年に作成された戸籍法が残されている。

豊岡藩でも三年九月二十四日の『藩庁日誌』に「戸籍改」の語が登場し、翌

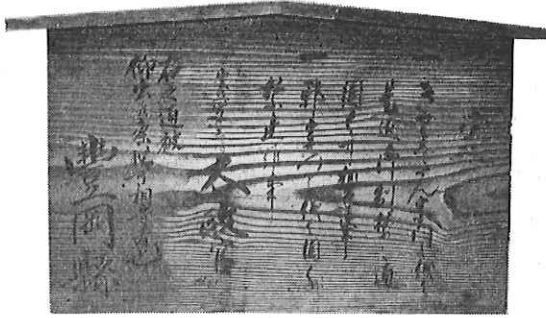
四年二月六日の『鳥井日記』では「宗門」と書いて抹消し「戸籍」と書き改めている。五年一月二十六日の項では「戸籍改につき下調」として記入例を試みているが、宗門人別帳とくらべると檀那寺の記載を省いただけのものである。

この段階でも戸籍改めと氏子調べの関連ははっきりしない。「宗門改」を「戸籍改」とすることで宗教色を払拭した戸籍原簿として機能させる一方、重復的に氏子帳を作成することで宗門帳に代わる宗教統制的役割を荷なわせたものであろうか。

五年のいわゆる壬申戸籍は氏子帳の意義を薄れさせたが、制度そのもの実効もなかったせいにか、間もなく氏子調べは施行停止となり、十一年の『戸籍法』の整備によって氏子制度そのものは法的に消滅、このような推移の中で神道国教化政策は転換を迫られることになった。

キリシタン 寛永十二年（一六三五）の鎖国令後、一年をおいた十四年
解 禁 に島原の乱が起きたが、同年に豊岡でキリシタン一名が逮捕された（『校補但馬考』）。『契利支丹記』が原典であるというが、詳細は分からない。その後、江戸時代を通じての厳しい禁教下にあつて、当地においてはキリシタンを含む「邪宗」の気配は全く見られなかった。

国内的に見ると、安政五年（一八五八）の日仏通商条約締結以来、いわゆる隠れキリシタンの浮上に対する弾圧が外交問題化したことが、王政復古後



写104 キリシタン禁制札（豊岡市立郷土資料館蔵）

の新政府も神道国教化政策から「切支丹邪宗門ノ儀」に一層の弾圧を加えた。外国の抗議に対しては慶応四年（一八六八）三月、

定

一、切支丹宗門之儀ハ、是迄御制禁之通固ク可ニ相守ニ事

一、邪宗門之儀ハ、固ク禁止候事

と布告、「切支丹」と「邪宗門」を分離することで事態を糊塗しようとした。「邪宗門」とは、幕府の宗教政策中では日蓮宗不受不施派などを含んでいた。

△写104Vの太政官高札は、布告文の後に「右之通被ニ仰出ニ候条堅可ニ相守ニ者也。豊岡県」と付け加えている。豊岡「県」は、藩の延長としては明治四年七月から十一月まで、大県としてはそれ以後九年八月までの存在であるから、慶応四年の段階に豊岡県は存在しない。高札を観察すると、付加部分の木肌の色合いと手蹟は布告の部分と違っていて、明らかにこの部分は後で書き変えられたものである。元は、おそらくは布告後間もなく公式の呼称が始まった豊岡「藩」名などが書かれていたと思われる。とすると、この高札は布告のときから数年間、布達者名を削り変えて維持されたものであろう。六年二月に至り外庄などによって太政官は、

自今諸布告御発令毎ニ人民熟知ノ為メ凡三十日間便宜ノ地ニ於テ令ニ揭示ニ候事

但、管下へ布達ノ儀ハ是迄ノ通可ニ取計、従来高札面ノ儀ハ一般熟知ノ事ニ付、向後取除キ可ニ申事

と布告し、過往の高札を撤去し、それにことよせて暗にクリシタン禁制撤廃を黙認せざるを得なくなったのである。近代国家としてのわが国の信教の自由は、漸くこのときに始まった。

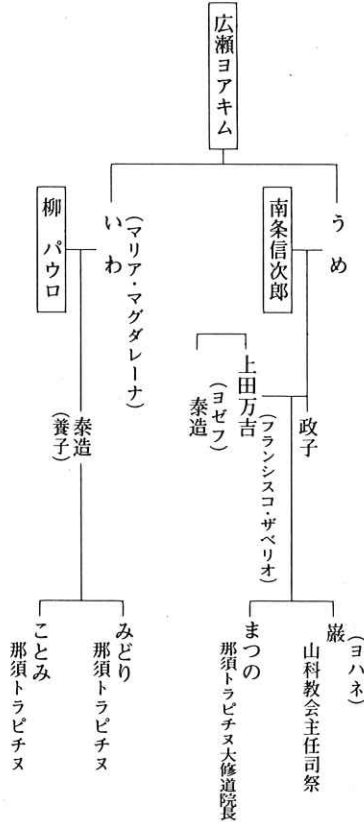


図5 花くるす紋

伝道師となったのは、二方屋の出身である南条信次郎である。二方屋は江戸時代中期の寺町名主として二方屋又右衛門の名が見え、『校補但馬考』には「天保四年（一八三三）、豊岡領主、南条又右衛門が使用人の忠誠を賞し、錢一貫文を与ふ」の一項がある。「生野義拳」で捕えた平野国臣をまず拘置したのは、二方屋（本陣旅宿を営業）であるなど、豊岡で知られた旧家であった。

十一年、信次郎は大阪で裁判所勤務中、前記のビリオン師によって入信受洗、

キリスト 明治九年に豊岡県が兵庫県に吸収されると、兵庫県吏として豊岡に住んだ那須純一郎（ジヨア教の伝道
ン。和歌山県人）は勤務のかたわら日曜日には人を集めてキリスト教の説教を行なった。解禁以
表84 南条信次郎をめぐる系譜（全員がカトリック信者）



那須の求めに応じ神戸のビリオン師が来豊したが、これもまた当地への白人来訪の最初のことであつたらう。驚き騒いだ四〇〇人ばかりが宿に押しかけたという。

豊岡人で最初のキリスト教

後に帰郷して豊田町に住み裁判所に勤めた。二十一年、ルラブ師が豊岡に講義所を設けたのを機会に翌二十二年、伝道士となった。自宅を仮聖堂とし、周囲の白眼視に耐えて宣教に従事した。後に本見塚(香住町)の弘仙鉦山が「鉦山王」古河市兵衛の経営によって賑いを取戻すと、常光寺(大正十三年、本見塚の廃村化により豊岡に移る)で寺小屋を開いて布教した。仏寺でキリスト教の布教というのも変わっているが、弘仙鉦山が古河の経営下に入ったのは明治十五年ごろで、二十五年を過ぎて廃山となったというから同地での布教期間は長くはなかったはずである。

信次郎は豊岡人・広瀬ヨアキムと柳パウロに公教要理を教え、二人は二十三年に受洗したが、三者を巡る血縁関係は堅固な信者一族の系譜を生み出している(表84)(渋谷美枝子『豊岡カトリック教会沿革史』草稿)。

南条家は戦国時代の伯耆羽衣石城主・南条元統の後裔(『豊岡誌』)といい、家紋は、「花クルス」である。「久留子紋^{くゝす}は基督教の信者によりて用いられたるものなるが故に、今日この紋章を用いるものは、いづれもその祖先の基督信者たりしものの子孫に係れり」(『日本紋章学』)というが、有力な反論もある(『キリシタンと十字記号の研究』)。どちらにしても、奇しき因縁といえよう。

第二節 医療と衛生

医療
江戸時代の医師は届出許可制であったが、明治に入っても無届の医療類似行為や売薬が広く行なわれていた。

写105 城崎郡医師組合の料金表 (明治34年)

明治六年（一八七三）二月二十八日、豊岡県は政府の布告によって医業者と種痘術許可者の申告調査を行なったが、さらに七月二十九日には前日が期限の医業者と薬店の申告を督促している。このときの申告によって医家は内・外・眼・産・口中の専門五科に分けられた。これは医科分科の設定の最初である。八月に申告した開業医には、西村幾太郎（九日市上）・今井俊平（岩井）・保田菴（高屋）・岡本文吾（吉井）・大坪玄春（大谷）の名が見える。岡本文吾は緒方洪庵門下、大坪玄春は道春の子であろう（本誌上巻）。

同月、さらに薬店申告を督促しているが、医業者にしても売薬者にしても、どのような思惑からであろうか、未申告が多かったらしい。

十一月には、先に申告した医師以外の医業を禁止、新規のものは新に願出により学術試験をして許可することとした。届出許可制は免許制へ転換したのである。売薬も同様で、薬法調法を豊岡病院で検査の上、免許を与えることになり、翌七年一月三十日限り、無免許売薬販売を禁じた。

しかし、政府が医制を發布し、医術薬舗開業試験・免許などを定めたのは七年八月十八日のことで、十三年十月の県布達で薬種商営業免許に限りて郡区長に委任することになった。

豊岡県は医師免許制への転換と同時に、患者に対し医師に薬料・往診料・手術

表85 医療料金の比較

項目	城崎郡医師組合(明治34年4月)	城崎郡医師会(大正8年12月)
外用薬	6銭(1剤)	20銭
頓服薬	5銭(1回)	15銭(1回)
処方箋料	30銭(1回)	1円以上
診断書料	甲 1円、乙 20銭	30銭以上
死亡診断書料	甲 30銭、乙 10銭	50銭以上
診察料	30銭(初診)	1円以上
往診料(1里往復)	2円	2円以上

費などを早急に支払うよう勧告した。水薬七銭・外用薬三銭・煎薬二銭・丸散薬一銭五厘(各一日分)という。「医師の体面上、未払いの患者に催促もならず」と医師側に同情を示している。

三十三年、城崎郡医師組合が結成された。その後、法規の改正を重ねつつ「医師会」として継続している。

四十二年八月、豊岡町中町の松宮医院に東京の楠田病院や順天堂病院を経て女医・中山キンが着任した。女医の開業許可は十七年六月二十日のことであるが、医業免許を持つ女医は但馬では始めてのことと評判をとったという(『但馬新聞』)。

種痘 安政二年(一八五五)に丹波屋庄三郎の娘が人痘接種と思われる

ものを受け、元治元年(一八六四)に宵田町の医師・安藤謙叔が種痘役許可を得た(本誌上巻)というのが、当地における江戸期の種痘の記録である。

明治に入っても天然痘の脅威は治まらず、明治四年五月には政府によって新痘苗(ボードイン苗)が各府藩県に分かたれ、政策として種痘が奨励されている。

五年四月、豊岡県医局は無免許者の施術を禁ずるとともに、文部省が出す種痘免許に代えて、申告によって県医局が仮免許を与えることにした。政府は明治四年、医師が大学東校に申し出たとき詮議の上で種痘施術免状を下付することにし

表86 明治8年・年間種痘済人数届出一覧表

(内務省衛生局調べによる)

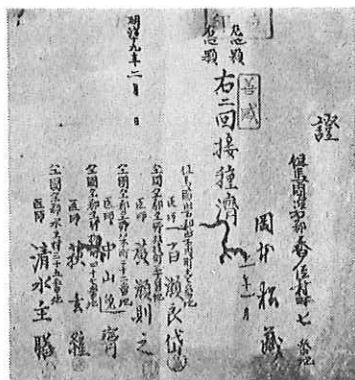
府 県	善 感	不善感	再三接種	種痘済者計	管内全人口割	種痘医数	管内全人口割
東京府	20,921	2,296	24,763	47,980	約6%	255 内体み36	約3千人に1人
京都府	20,844	333	30,604	51,755	約9%	103	約5千5百人に1人
豊岡県	17,600	2,192	11,888	31,680	約6%	136	約3千8百人に1人
全 国	936,519	56,289	610,447	1,603,255	約6%	6,128	約4千4百人に1人

ていたが、五年九月には地方庁の免許を承認している。県医局は七年十一月二十八日にも同様の通達を出した。依然として、無資格者による種痘が行なわれていたらしい。当時、種痘済の者でも感染するものがあり、種痘の効果を疑問視する傾向が強かった。実効のない種痘は未熟な施術によるものとして、種痘奨励・啓蒙のためにも極力、無資格者を排除する必要があった。六年二月二十八日に医業者と種痘術許可者の調査を行なっているのが、医師であつてもさらに種痘免許を受ける必要があつた。

三月二十八日には、豊岡県下一斉に未種痘者の種痘を県下の病院や最寄りの種痘場で行なつた。代金は六錢二厘五毛で、当時の物価水準に照らして割高であつたから、この面からも種痘が一般民衆には敬遠されたと思われる。

八年一月二十三日、豊岡県は告諭を發布して、天然痘を防ぐには種痘が唯一の良法であるから「無稽の陋説を信じ、種痘を拒むものあるに於ては詮議の上、相当の処分にあぶ」ものとした。これは、七年六月に政府が『種痘条例』、ついで十月三十日に『種痘規則』を定めて強制種痘を始めたのを受けている。施術は種痘免許医師に限ることとし、生後七〇日から満一ヶ年までと、以後七年ごとに再三種痘することを義務づけたのである。

八年五月、豊岡県病院で接種した牛痘漿精苗が免許施術者に分苗された。同年実績の種痘済人数届出一覧表(表86)によれば、豊岡県は東京府・京都府などの先進地域



写106 種痘済証

や全国水準にくらべて遜色がないことが分かる。

九年五月、豊岡県は未痘児を調べて種痘を強制する一方、謝礼は二五銭以上のところ「貧富により随意」とした。六年の六銭二厘五毛にくらべて料金が高騰した理由は不明であるが、法的に強制する対処策として「随意」措置の必要があったらしい。

十二年五月、愛媛・岡山両県に天然痘が流行したとき、豊岡県は「未痘者」だけでなく再三種痘者も、術後数年を経たものは接種するよう指示した。十四年一月現在、大磯地区では十五歳以下の者六〇人

中、種痘済四七・既往者八・「未痘者」五とあり、種痘済者の中には再度施術者を含むとしている。種痘規則によれば、生後一年を経て七年ごと再三接種としているが、事実七年ごと二回、一応十五歳までに限定していることが分かる（表86も参照）。「未種痘者」というのは、この時点に至ってなお、種痘の完全実施が徹底していなかったことを示しているが、二十五年の調査では三回目接種が行きわたっている（表87）。

十九年、全国の痘瘡患者七万三〇〇〇名、死者一万八〇〇〇名という（『皇国医事大年表』）。

伝染病

明治初年まで約八〇〇〇戸・三七〇〇人台を保っていた豊岡町部の人口は、四年末から豊岡県の県庁所在地となることよって激増、五年末には一挙に一一七七戸・四九二六人となった。衛生・伝染病対策は、わが国の近代国家指向によるだけでなく、このような地元事情からも豊岡県医務事項の重点を占めることになった。

表87 『明治25年城崎郡統計概表』による種痘実況

回数	類別	1歳未満	1歳以上 2歳未満	2 5	5 10	10 15	15歳以上	計
初回	善感	436	171	186	118	56	43	1,010
	不善感	108	44	15	56	31	12	266
	種痘せず	64	8	15	17	12	—	116
二回目	善感	—	—	254	549	184	219	1,206
	不善感	—	—	363	352	77	88	880
	種痘せず	—	—	26	60	19	—	105
三回目	善感	—	—	6	236	369	322	933
	不善感	—	—	38	290	321	199	848
	種痘せず	—	—	9	52	80	—	141
計		608	223	912	1,730	1,149	883	5,505

他に臨時の種痘者は4,078名(内、善感1,512名)

十二年六月、二年前の西南の役に始まる全国的なコレラ流行に対処して兵庫県では『虎列刺予防及消毒法』を布達したが、七月には瀬戸地区に検疫所を置き津居山港入港船舶乗組員の検疫に当てた。八月に日吉丸の乗組員一名が伝染、隔離病舎がないので病家の左右道路を交通遮断した。患者の増加にともない瀬戸の頂福寺を病舎にあて中田医師が治療に当たったが死亡者が相次ぎ、入寺と同時にあらかじめ棺桶を作ったという。生き延びた一名は、疫病よけで名高い養父神社へ五度も参詣し、ついには瀬戸地区の祇園社登り口に壇を設けて養父神社の祭神を招いたと伝えている(『港村誌』)。

十三年五月、城崎温泉の朝倉心斎が『虎列刺病治療一隅』を刊行したが、これは心斎の兄が安政五年に出したものを復刊したにすぎず、疫学的対応は少くも民間では充分でなかったことがうかがえる。

二十七年、赤痢が前年から全国的に流行し、兩年を通じ患者三二万、死者八万というから、当地での影響は僅少で済んだといえる(表88)。

大正七年十一月の流行性感冒の猛威は激烈で、当時の衛生状況・栄養状態に加えるに予防対策の程度をうかがい知るに足る結果を残している。この流行性感冒は、同年末から九年にまで及んで全世界的に蔓

衛 生
 予防心得』(同年)・『郡区衛生会規則』(十五年)などの公布を経て、明治二十三年九月には城

兵庫県の『地方衛生会規則』(明治十三年三月)・『町村衛生委員設置法』(同年四月)・『伝染病

表88 豊岡警察署(本署)管内伝染病発生表
 (1) 明治11年~大正7年

年月日	病名	患者数	死亡数	地域
明治11年8月 日	コレラ		20	豊岡町一帯
13・8	〃		15	豊岡町の一部
19・	〃		30	豊岡町一帯
27・8	赤痢	6	2	奈佐村の一部
35・8	〃	7	2	三江村の一部
39・10	〃	26	5	新田村の一部
45・10	〃	24	5	三江村の一部
〃	腸チフス	8	1	五荘村の一部
大正4・10・5	〃	19	3	三江村の一部
・7	〃	17	2	田鶴野村の一部
11・16	〃	7		豊岡町一帯
5・7・10	〃	59	10	豊岡町、五荘村、 三江村、田鶴野村
9・21	コレラ	16	10	豊岡町、八条村
7・11・	流行性 感冒	14,982	219	豊岡町一帯

(2) 大正8年~15年(内は死亡者)

年度	病名						
	赤痢	腸チフス	バラチフス	猩紅熱	デフテリヤ	脳脊髄膜炎	嗜眠性脳炎
大正8	1	29(1)	1				
9	3	31(9)	14(1)				
10		13(4)	5(1)	1(1)			
11		11(1)	5				
12	9	15(2)	17(2)	1(1)	1(1)		
13	1(1)	32(5)	4	8(1)	1(1)	5(3)	13(8)
14	5	35(4)	9	2	5(1)		
15	3	24(2)	4(1)	3	4(2)		1

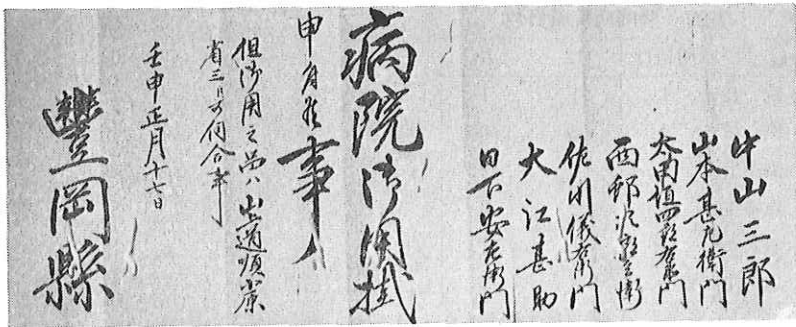
延した、いわゆるスペイン風邪で、バイフェルインフルエンザ菌説・肺炎菌説・混合感染説など定説はないという(『皇国医事大年表』)が、豊岡町一帯だけで死者二一九名を出している。県立豊岡中学校は十一月五日から二十日まで休校、十二月十日までに生徒七名が死んだ。

当時は、三十年ごろになってもフンドシ一つの裸体で往来したり、市街で放尿するなどの「古来因襲の悪弊」は後を絶たなかった。条約改正で対外的にも近代国家化の実を挙げようと意気込む行政側は、「外人雑居も迫るに国辱」「豊岡町たる但州の都会にして他町村の模範たるべきに」と町役場が町民の自覚を促していた。二十三年の組合設置の動きとの結びつきは不明であるが、二十七年の郡訓令十九号『清潔法』の実施を推進め、三十年七月には豊岡町で各町内ごとに衛生組合を結成し、規約を作成した。三十一年には城崎郡全体に及んでいる。

衛生組合は法律に準拠し全国的に結成されたはずで、当地でも大磯村・妙楽寺村（八条村の内）、瀬戸村・津居山村（港村の内）などの規約が残されている。内容はほとんど同一で、三十六年に県令三十六号で改定されたときは、時代の進展に応じて一層精細なものとなった。組合役員は年間一定の給与を受け、伝染病患者発生の申告・報告・警戒・消毒など、現今の市町村事務に該当する義務を負った。床下の掃除についても①床板を外し、②日光を入れ、③空気を流通させ、④塵芥を搬出・焼却するとか、ネズミの死体を発見したときは①役場に届出、②その場を消毒するなど、微細にわたって指示する一方、「神仏の信心は勝手ながら」医薬を排斥してはいけないなどの訓示も怠りない。

また三十五年九月、豊岡町にコレラ疑似患者が発生したとき、患者は全治し、病気が伝播しなかったにもかかわらず、県令六一号によって多人数が集まる祭礼や法要まで禁じた。港村でも、十二年の日吉丸一件の記憶も新しく「この際における衛生上の必要」を強調している。

三十年六月十一日から一〇日間、豊岡町役場で飲料水水質試験を行ない「衛生上裨益少からず」と町民の来



写107 豊岡県の病院御用掛任命書（明治5年）

観をうながしたり、四十年五月十六日には西山病院（豊岡町隔離病院）の竣工に当たって顕微鏡で從覽者に伝染病菌を見せたり、茶菓まで出している。庶民の衛生思想を喚起するのに懸命な行政側の姿勢がうかがえる。

豊岡病院

明治四年七月、廃藩置県によって豊岡藩が豊岡県に移行すると、医局を小田井に開設したという。現・豊岡病院の原点で

ある。十一月、改置豊岡県となつて県庁が豊岡町に置かれると、医局を旧藩士・舟木老之助宅に移して豊岡県医局と呼び、旧生野県医員・小原精蔵と旧久美浜県医員・山上兼喜が医局詰となつた（『公立豊岡病院沿革概要』）。五年一月の御用掛任命書（写107）や二月の「当地医局懸」に山上道順・小原省三の名が見える（『日慎録』）。ちなみに明治九年に舟木良吉（直方）が滋茂町に舟木医院を創設するが、これは豊岡県医局とは別個独立の開業であった。

六年に局舎は神武山麓に移され豊岡県病院と称し、菊池武文が院長に就任した。江原と峰山に分院を置いたというが、七年の記録に県内「病院二」とあり、九年の記録の「県内病院二」は豊岡と福知山としている。七年・九年の記録とも「医員七。生徒六〇」とある。

表89 豊岡病院職員数

年度	明治11	12	13
院長	1	1	1
医員	2	6	6
調剤生	3	2	2
雑務掛	2	2	2
看病人	—	1	1
小使	—	3	3

『兵庫県統計書』による

豊岡県病院内に医学校を設立することとしたのは明治九年二月十七日のことで、三月十日締切で正則生（一般生徒）と変則生（管内一般開業医。再教育の意か）を募集しているから、「生徒六〇」が何を意味するのかは不明である。ただ、生徒募集の結果については、豊岡県の医務内容を定めた『医務取締職務仮章程』（明治九年四月二十八日）中に「医学校の取締」の一項があるところから、同年八月の兵庫県への編入までの短期間であれ、医学校は発足していたと見てよからう。

九年八月二十一日の兵庫県編入により、豊岡県病院は兵庫県豊岡病院と改称したが、廃止計画が生じたため、十二年には全但八郡の経営に移して公立豊岡病院と呼んだ。建物と備品は兵庫県有で、人事・予算裁量とも県に任せ、八郡は経費を負担するだけであったという。

十四年には城崎郡二七町村の経営に移し、郡長の管理下に置いた。

十七年七月十日、城崎郡町村連合会議（後の郡議会）で十七年度から十九年度に至る三ヶ年間の病院業務中止案が出た。その理由は、①但馬八郡中、病院を維持しているのは城崎郡だけである、②地元の豊岡町と周辺村部だけが有利な受診状況にある、③前項に照しても地区負担の賦課方法に公平を欠く、ので④三年間の中止期間中に蓄積金の利子をふやし、⑤賦課法を変更し、⑥遠隔の村部には支院を設けよ、というものである。

この提案は、中止期間中の雇傭者・設備備品・医療対策などへの何らの裏づけもなく、単なる不満村部のデモンストレーションとも見られたが結局、

第六章 明治期の生活と文化

表90 明治17年度公立豊岡病院収支予算書

収入の部

城崎郡町村連合会議決

款	項目	金額	備考
1. 經常収入		2,818 ^円 6	
	薬料	2,000	
	入院料	400	
	部外診察料 部外往診料	120 200	
	付属舎室料	36	
	雑収入	12	
2. 賦課金		1,235 60	
	戸数割り	豊岡町分 252 494	1,150戸 @21銭9厘5毛6
		村部分 464 588	4,232戸 @10銭9厘7毛8
	地租割り	518 518	地租1円につき2銭
3. 補助金	郡金積立金より	600	18年度以降は積立金より病院経費を支出しない。
4. 繰越金	前年度繰越金	260	
	合計	4,913 60	

支出の部

款	項目	金額	備考
1. 給与		2,690 60	
	給料	2,595 60	院長1. 幹事1. 医員3. 薬剤生3. 雑務係2. 小使・看病人3.
	(賞与・慰労金)	—	
	宿直料	95	
2. 旅費		705	
	旅費	30	
	部外往診旅費	175	部外往診料250円の7割が定例
	部内往診旅費	500	
3. 薬剤費	薬剤費	700	
4. 器械費	新規・通常器械費	250	
5. 需用費	需用・消耗品料	278	
6. 賄費	入院患者賄料	240	
7. 雑費	雑費	50	
	合計	4,913 60	

本表は資料の記述に基いて款項目の名称、配分など必要に応じて変更し、再構成したものである。

否決された。

可決された当年度予算書(表90)を見ると、医員一名増案の取り止め・賞与や慰労金項目の廃止などによって経費の削減を計っているが、村部の負担の戸数割率は据え置かれた。同時に連合会は『公立豊岡病院部外町村連合加入条例』を可決した。城崎郡外の町村の加入について規定したものであるが、審議中の質疑に「加入を勧奨するためのものか、それとも阻止するためのものか」との質問が出たように、議員自体にも提案趣旨がよく理解できなかったらしい。これは前年度、部外町村から連合の可否の打診があつて、十七年度連合会で条例を制定することにしてあつたものである。

十六年度に可決した『公立豊岡病院通則』の附則には、病院の維持を十六年度から十八年度三ヶ年間に限定している。このことが十七年連合会における十七年度から十九年度の三ヶ年間の病院業務中止提案(否決)とどのように関係づけられるのか全く不明であるが、主として分担金賦課にからむ地区エゴが、たえず病院経営を揺り動かしてきたのである。

かくて町村部間の反目は病院史に禍根を残し、明治二十六年の豊岡町脱退問題や昭和七年の移転問題を引き起こしている。

明治二十二年、町村制の施行により豊岡病院は豊岡町及び周辺村部による一町五ヶ村(豊岡町・八条村・新田村・三江村・田鶴野村・五荘村)一部事務組合の経営に移った。

同年八月には出石郡神美村中十一地区、二十八年には奈佐村が加入したので、気多郡上佐野地区・中筋地区及び城崎郡港地区を除いた今日の豊岡市域に該当する地区が経営主体となつたわけである。

二十三年七月、院長に初の学士（東京大学）医師である齋藤春香が任じられた。齋藤は出石町の長岡家に生まれ、倉見の齋藤家に養子に入った人である。四十二年十二月二十六日に病没するまでの二〇年間、病院の経営・診療に功績があった。

二十六年三月四日、豊岡町会は二十六年度以降、公立豊岡病院組合から脱退することを議決したが、郡長の



写108 明治30年ごろの公立豊岡病院の職員（中庭で）
中央が齋藤院長（牛島淳氏提供）



写109 明治40年ごろの公立豊岡病院（牛島淳氏提供）

仲裁で二十七年度からは豊岡町の負担歩合を「一個二歩に昇らざるもの」との条件で復帰を決めた。ただし、同年十二月一日から三月末までの四ヶ月分も前記歩合が認められるなら二十七年度を待たず復帰するとし、十一月二十三日に四ヶ月分組合費一九八円四四銭五厘を臨時費で議決した。

この脱退騒動が、組合費負担歩合に豊岡町側の不満がついた結果であることは充分に推測できる。当時の加入町村の負担歩合や議員数配分率は不明であるが、(前記の十七年度予算では、豊岡町の一戸あたり負担歩合は村部の二倍)、構成町村の中心として町内に病院を置き、町長が管理者として運営してきている豊岡町としては、人口比で三倍以上の議員数を持つ村部(明治二十八年現在では、豊岡町七名・村部二名)に牛耳られることに耐え切れなかったのであろう。おそらく、町側の負担歩合の軽減と議員数増の提案を受け入れられなかった結果の脱退で当然、豊岡町の脱退により病院の存立は極めて困難になるから、遠からず村部が折れてくるとの計算があったはずである。

三十一年、病院を再び城崎郡立に移管する動きがあったが実現しなかった。新たに城崎郡と合併していた気多・美含両郡が、病院から離れていることを理由に反対したからである。

第三節 兵 役

軍制の確立

慶応三年(一八六七)十月、王政復古の号令によって明治維新の業はほぼ完了、新政府は着々とその国家経営を推し進めた。この新政府が緊急に必要としたものは軍制の確立であり、まず

政府直属の軍隊を保有することであった。明治四年（一八七二）二月、西郷隆盛らの働きにより薩摩・長州・土佐の三藩から兵隊を出させ、約一万からなる「御親兵」を編成した。この武力を背景にして政府は同年七月、廃藩置県を断行する。八月には各藩の常備兵（武士）を廃して壮丁（志願兵）を募集し、東京・大阪・東北・鎮西の四鎮台を設け陸軍創設の基礎を固めた。陸軍の総兵力は一万一六二〇名で、兵備の主眼は内外の戦乱の未然防止であった。つづいて明治五年二月に兵部省を廃止して陸軍省と海軍省を設置し、翌六年一月には『徴兵令』を發布する。これが国民皆兵主義による義務兵役制の始まりであり、一般庶民には一大衝撃であった。徴兵令以前の軍隊はみな士族の軍隊（藩兵）であり、皇居の守衛に任ずる御親兵にしても強藩が提供した藩兵で、一般庶民には軍隊というものは無縁だったからである。それに徴兵令の太政官告諭中に「其生血ヲ以テ国ニ報ズル」という文章があり「血税」という文字をめぐって騒動が起きた。これは国民が文字通り「生血をしぼりとる」と誤解し狼狽したからである。

徴兵令とともに東京・仙台・名古屋・大阪・広島・熊本に六鎮台がおかれ、陸軍は大別して常備・後備・国民の三軍とし、兵隊は砲・騎・歩・工・輜重の五兵種に区分して、陸軍兵制が確立されることになった。

そして同年七月『鎮台条令』が改正され、大阪鎮台は第六軍管の所屬となり大阪・大津・姫路に営所が置かれ、九月に第一回徴兵者が入隊した。翌七年二月には豊岡でも初の徴兵検査が実施され、但馬の若者は大阪鎮台へ入営した。

当時の豊岡町の風俗・入営風景・兵隊の生活や心理などを克明に書きつづった稲葉庄太郎（豊岡町小田井町）の、全国でも珍しい貴重な日記が残っている。次に要旨を紹介する。

明治十一年七月初め小田井小学校に入学。同年十二月二十六日、下等小学校第八級を卒業し、試験優等につき小学読本巻の一を賞与せらる。(中略)二十五年四月徴兵検査があり、甲種歩兵に合格。七月下旬、弟周治と村尾熊造写真師のところでガラス写しの写真をとる。七月二十四日、甲種歩兵第十二番(十二月一日入営)、抽せんであてて雀躍しやくやくなすところを知らず。

この夏、豊岡に青年会が組織され、奔走最も勤めた。同年十一月の新嘗祭の日に城崎郡議事堂で送別会。ただし、青年会が発起したのも。本年の師団歩兵に相当した豊岡町の四名は松原八百造(小田井町)・津沢庄太郎(下町)・塚本新之助(小尾崎町)と私で、連帯して大国旗を青年会に贈る。送別会に集ったもの五〇名、郡長・郡書記・兵事係・区長・町長代理など。

八木長右衛門氏から私に送られた発句がある。

稲葉君を大阪鎮台に送るについで

梅の香いく人よりはやし 匂ひ鳥

明治二十五年十一月二十六日、戸牧村津田林蔵・梶原村佐伯安造、下陰村の榊原力造・津沢庄太郎・塚本新之助同行五名、私を含めて六名で出発、納屋村重五郎まで人力車で送られる人が五、六〇名もあって、豊岡町に人力車が一台もなくなった。「納屋重」で送る人、送られる人一同で宴を張る。宴終わり出発に際して皆さんの「万歳」の声が耳を聳さんばかり。送別に際し他の人は皆「立派にやってもどる」と言ったが、私独り「豊岡出身の責任を負う庄太郎であるが、ただ稲葉庄太郎だけの値打ちよりも多く皆さんに報いることはできない。別後は皆さんは国家のため折角自愛してくれ。僕も十分自愛する」と述べた。しかし、旗は一本もなく

当時、幟は流行していなかった。ただ青年会の国旗で唐木綿製からもめんが一本あるだけであった。

その夜、一行は和田山篠木屋に宿泊。たまたま豊岡の薬種商辻徳藏散財中にて、思いがけないご馳走になる。

この時、餞別をもらったのは出石町福田勤一〇銭・教師田辺市松大鯛一匹・宮田治助酒一升・達富旗之助中鯛一匹・小坂正己十四銭と巻煙草二〇銭・鈴木嘉七巻紙と葉書一〇枚・大石田鶴子より手紙。

翌日の十一月二十七日、早朝から一行は旅装をととのえ出発。昨夜来の曇天にて雪が降り、一行は銀世界に昨夜の酔もさめた。柏原に一泊。二十八日園部一泊。越えて二十九日は晴天で丹波路は雪もなく亀岡に到着。会計軍吏へ徴兵状を渡して受取りをもらい、城崎郡と美含郡の宿舎に宿泊。

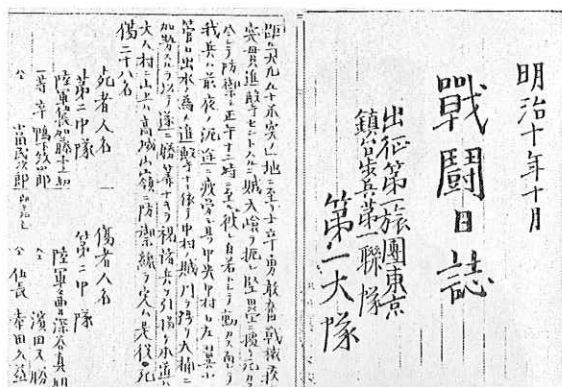
この日、各地から当師団へ入營する壮丁（兵隊）輻輳して宿屋は満員、街は人の波であった。三十日、私たちは一行と別かれ、腕車わんしゃに乗って向日町に到着した。もともと、この朝から菊川一等軍曹の部下になり、その命令に従うことになった。向日町から汽車に乗り、その夜八軒家（大阪）に宿泊する。道中は列伍を正す。夕暮に二等卒友田仙造（久保町）来り、その案内で府下を巡る。

十二月一日、大阪城南練兵場第二十連隊の営内前に集合、指揮官は菊川一等軍曹。この朝、練兵場に立っていても風冷たく堪え難い上、六、七時間も立っていて退屈した。十時すぎ漸く営内を通り、第七中隊第三給養班第一分隊に入る。寝台の上に衣服・装具が置いてあり、古兵がいてすべてを教えてくれた。

まず着てきた地方の服をぬぎ、小倉服を着る。その親切なことは兄が弟に対するようで、この古兵が他日ゲソコをくれる怠けものとは夢にも知らなかった。この時、心中非常に恐れていたことがあった。ほかでもないが室内が非常に血なまぐさく、その匂いが鼻について実に気持が悪かった。私は心中ひそかに、陸軍は常に舍

内で殺し合いでもしているのかもしれないと思った。ただし、一ヶ月ほど後になって、それが皮具の匂いであることを知った。起立せずボンヤリとして一同小倉服の窮屈なのを顔で話し合っている時、入ってきた三人の士官があった。一人の士官は、ヒゲぼうぼうとして年四〇余り、眼光いやらしく盗賊か人殺しのような目付である。一人は三〇余に見える大男で笑顔を絶やさず、今一人は二〇余にして、その容体誠に素直で、本当にお寺の坊さんのようで、人のごく良さそうな人であった。三人は立ったままで私たちの顔ばかり見守っていたが、ヒゲぼうぼうが「お前たちは今日から日本の軍人になって目出たい。今日からは天皇陛下の傍に居ると同じことで、人間最大の名誉である。軍人の^{おきて}誡を話す」と言って、第一条何々・第二条・第三条と法を読み聞かせ、その後それぞれ記名拇印せよと言う。新兵が記名する時、かの恐い顔したヒゲが一々字画と顔つきとにらみつけているのは、誰しもこわがらぬ者はない。このようにして記名拇印したら、後がどういふ恐い目にあうかわからないと、心ひそかに恐れを抱いた。(中略)

漸く式がすむと、衣服をどうなりこうなりたため、古兵のなすにまかせて棚の上にあげると、これより営内を教えるということで、厠屋(便所)から湯殿・炊事・酒保・倉庫・各大隊の営倉・医務室・弾薬庫・軍旗室・連隊本部・金櫃室・風紀衛兵場・裏門など残るくまなく教えられた。なかでも飲食兼小間物販売の酒保だけは誰もよく目を注いでいた。時に上等兵が言うには「ここは来ないようにしなければならん」と。私はこれは軍隊の飲屋である、いかさま来ると品行に関するからとの注意かと推察した。その日の夕方から「気を付け」の号令で起立するということと、番号を右翼より順につけることを習った。明日は「気を付け」の姿勢と柔軟体操の第一運動で腕を水平に動かせと教えられた。



写110 小林資敬の西南の役戦闘日誌

西南の役

明治九年の『魔刀令』の布告によって不平士族の怒りは爆発し、神風連の乱・萩の乱・秋月の乱と反乱

が続出したが十年一月、士族兵（西郷軍）と百姓兵（政府軍）の戦いである西南戦争が起こり、大阪鎮台も動員された。この戦争に動員された政府軍兵士は約六万、姫路十連隊も開戦早々の二月に出動した。正規軍だけでは不足なので、すぐに間に合う士族の志願兵を全国的に募集したが、士族の生活難の折から応募者が殺到した。その一人に藩籍奉還後、職業軍人になり出征、第一旅団東京鎮台歩兵第一連隊第一大隊城山大隊副官として従軍した小林資敬中尉（豊岡町本町。元馬廻役五〇石・若殿様付）がいる。

西郷隆盛は十年九月二十四日、故郷の鹿兒島城山岩崎谷で政府軍に包囲されて自刃、その戦闘状況を小林中尉は副官日記として生々しく書き残している。

「本日城山東北の賊壘、すなわち和田原山を攻撃すべき命令を受け、選抜の二中隊を率い四田村を発して借行、永吉村を経て宇治瀬の社から右折し草牟田村に出て、その陰谷に入る。しかし、時機尚早のため暫く兵をここで休ませた。三時三十分該地を発し、幽谷より山上に登り右折して行くこと数町、左折して三時五十分には和田原山の賊壘右側の竹柵に近づき（賊壘を離れることわずか二〇〇歩余）合図の発砲を待つ。仰いで壘上を



写111 小林資敬（佐官時代）



図6 明治13年(1880)ごろの陸軍の制服
(佐伯武彦氏画)

遙かに望むと、賊兵二名が四方を展望している。この時が四時、合図の発砲と同時に第一の竹柵を押し倒し進むこと数十歩で第二の竹柵があり、これも押倒す。

この時、賊の展望兵がわが進撃を察知し、声を発し、呼子を吹いて援隊を呼ぶ。わが先鋒隊は星の右側から縦横によじ登り、銃剣を以て勇奮進撃、星上に登る。賊兵が狼狽して発射したが二発だけで、星を捨てて逃げた。

わが援隊はこの機に乗じて呐喊進撃したこの時、右後の山上の賊星からはげしく援隊の右側に発砲し、その進撃を妨げたが、わが兵はこれに屈せず、ただひたすら賊星によじ登った。

目的の賊星を取り、直に工兵に右側に堡星を築かせた。河野・吉田両少佐が来て協議し、各一小隊を残して、この星を守らせた。黎明のころ、わが隊が先鋒となり、隊を二道に分けて発進、南北の山上から進み岩崎谷を射撃した。わが先鋒隊は新撰旅団と賊将らを該地に囲み、七時ごろ四方から進撃、賊将ら皆誅に伏した。直ちに兵を収め、奪取した星上に引揚げた。某ら以下

およそ五、六〇名を斬り、降人はおよそ三、四〇名。取金しゆきんはおよそ五、六〇〇〇円。その他、小銃・弾薬若干。わが傷者わずかに三名」(要旨)。

新田村字駄坂村の明治四十五年の郷土誌にも次のような記録が残っている。

「西南の役に出征したるは、去る明治十年八月なりし。兵士は竹中菊次郎・滝川栄助の兩人なり。無事帰郷す。今もって存命にして本年六十一才、勇氣壮々たり。功績感状なし」

明治二十七年七月二十九日、朝鮮の京城南方一〇〇ノイートロの成歎駅で日清戦争が始まった。日本が「大国」である清国と国運をかけての始めての近代戦で「死んでもラッパを口からはな

しませんでした」と教科書に書かれた木口小平や、「まだ沈まずや定遠(清国の軍艦名)は」と叫びながら戦死したと歌われた『勇敢なる水兵』を生み、「安城の渡」の激戦なども語り伝えられた。国内では『婦人従軍歌』『元寇げんごう』『敵は幾万ありとても』の軍歌調歌謡曲が歌われ、国旗や幟を掲げての壮行式や武運長久を祈る神社参拝が盛んになり、各市町村では報国会・婦人会が結成され、出征兵士を戦場へ送った。

豊岡を始め但馬の若者が入隊した大阪第四師団(明治二十一年五月に鎮台組織廃止、師団編成となる)は、二十八年三月十二日宇品港を出帆して遼東半島に上陸した。海城・田庄台を攻撃する野津大将の第一軍を応援するためのものであったが、田庄台が三月六日に陥落したため主として占領地の警備に当たった。この作戦に従軍した稲葉庄太郎は、実兄の定造あて次の手紙を書いた。

「十二日午前十一時宇品港出帆。第二天隊全員・酒保人夫五、六〇名・隊属輜重兵五〇余名及び馬匹七五、六頭、計一五〇〇名が大連丸に乗船、十三日馬関通過。この日の午後六時晴雨計気圧が急に下がり、波濤が荒

く、船が動揺するため船に酔い、嘔吐するもの六〇から一〇〇名。(中略)二十三日夜、大連港から三里あまり離れた七里荘に露営、二十四日先発隊として出発して孫家店に宿泊したが、本隊来らず。夜十二時ごろ『本隊は疲労がはげしく途中で露営した』との連絡があった。この日の行程十二、三里。朝から晩までほとんど飲まず食わずで、わずかに二合の茶と乾パン二、三〇個。道に倒れた兵卒は七、八〇名。わが大隊は十数名であるが、連隊中で急性腸炎・胃カタルで急死したものは十四、五名あった。二十五日午後一時、本隊が到着した』(要旨)。

他方、国にあって家を守る豊岡町民の哀歎を、『豊岡小学校日誌』から拾いあげてみる。

明治二十七年九月一日(土) 晴

帝国と清国との開戦の詔勅も下り、大軍は日に鷄林(けいりん)の野(朝鮮)に苦戦中なるをもって、義勇奉公の主意を実行せしむるため、児童より恤兵義捐金を献金することとせり。

九月二日(日) 晴

日吉神社で児童生徒一同、午前九時より戦勝祈願式

十一月三日(土) 晴

本日は近來の雨天にもかかわらず、早天より快晴となる。日清戦争開戦以来、連戦連勝の勢をもって鳳凰城を陥落せしめたるの吉報の故をもって、一般臣民大いに祝意を表したるものとみえ、市内みな太平を謳歌して陛下の万歳を祈りたるがごとし。ために朝、校舎内外に参集したる拝観人実に夥し。近來未曾有の盛を以て和気あいあいの裡に一日を費したり。この日、天長節で児童運動会・教育展覧会を開きたり。

十一月二十六日（月）晴

本日、清国旅順港を日本軍の占領するところとなりし公報に接したるため高等小学校と連合して運動会を催したり。

本日、当町にて旅順陥落祝賀式ありしをもって、尋常高等小学校にて祝賀式を挙げて直ちに京口に向け出発、京口より乗船して出町に下り、出町より本校に帰る。

明治二十八年二月十四日（木）晴

威海衛陥落の際、名誉の戦死をとげたる当町滋茂の人後藤兵助の葬送に児童一同会葬したき旨、郡長に願ひ出る。

六月十八日（火）晴

午前九時、運動場にて凱旋式と運動会

八月十三日（火）晴

松島艦乗船の新聞記者古島一雄氏（豊岡出身）より戦利品の軍服三枚寄贈につき礼状を発す。

十一月二十一日（木）晴

新田村大字今森村森田仙吉戦地に於て病死につき、会葬のため立野村の生徒をして午後会葬せしめたり。

明治二十九年六月二十日（土）晴

帝国軍艦橋立・和泉の両号津居山寄港につき、全校生徒を引率し午前五時同港へ向け出発。同日は時刻おくれたるため尋常一・二年生徒を帰校せしめ、他は瀬戸村に一泊せり。

翌日軍艦視覧の上、午後一時半津居山出発、同六時帰校。

なお『兵庫県郡役所事績録』（城崎郡）によると、城崎郡内で日清戦争に召集された人員は陸軍二六四名・海軍二四名・戦死者二八名となっている。

日露戦争

日清戦争後、わが国は英・仏・独の三国干渉により、遼東半島の領有権を放棄した。明治三十七年になると、姫路第十師団が編成され鳥取歩兵第四十連隊・姫路歩兵第三十九連隊・岡山歩兵第十連隊・野戦砲第十連隊・彈薬大隊がその指揮下に入る。但馬の出石・朝来・城崎・養父・美方五郡は、福知山第二十連隊区から鳥取第四十連隊区に変わった。但馬の兵士で姫路第三十九連隊・岡山工兵連隊・篠山第七十連隊・福知山第二十連隊などに入隊するものもあった。

一方、海軍も明治七年の佐賀の乱・台湾征討以降、英国から扶桑・金剛・比叡の三新艦を買入れるなど着々と戦力を充実させ、十七年には横須賀鎮守府、十九年には呉鎮守府、そして二十二年五月には舞鶴鎮守府が設置された。



写112 日露戦争当時の陸軍軍服（根岸五郎氏）

三十三年、清国北部で義和団の乱が起こり、これに乗じてロシアは数十万の大軍を満州に入れて要地を占領し、さらに朝鮮半島内にも伸展しはじめた。このことから日露関係が悪化、三十七年二月十一日に日露戦争が開始された。

姫路第十師団に動員令が下ったのは四月十六日で、五月九日神戸港から一〇隻の輸送船に乗り第三艦隊護衛のもとに朝鮮半

島大孤山に上陸した。しかし、第十輜重大隊が乗船していた常陸丸が玄海灘で撃沈され、児玉大尉以下三八〇名を失なった。

上陸後、姫路師団は野津道貫大将の第四軍の指揮下に入り、橋木城攻略・遼陽決戦・沙河の合戦・黒溝台の戦闘・奉天の大会戦と転戦、三十八年十一月兵庫港に凱旋した。

その苦闘ぶりは、黒溝台では「この夜は気温零下二十七度、積雪数尺、負傷者は雪中に埋れて石を枕にし」とある。「姫路師団は払暁より柳匠屯の敵軍へ攻撃を開始して肉迫したが、機関銃にうたれて死傷者が続出、日本軍は手榴弾を投げ、迫撃砲をうちこんで攻撃をつづけ、夜になって敵陣におどりこんだが撃退された。この攻撃で姫路師団は一一〇〇名の戦死者を出した。この機をのがさず、万宝山の敵一個大隊が逆襲してきたが、第二十旅団が辛うじて撃退した。大阪師団もロシア軍陣地の中心漢城堡を攻撃したが、戦況は凄絶を極めて撃退された」(各要旨)のは奉天大会戦の戦況である。

その当時の豊岡町民の主な動きを、年表的に追ってみよう。

			年
			月
			日
37	33		
2	6	1	
17	1	22	
記 事			
生徒の敬礼法を改正。従来の脱帽礼を改め挙手注目の礼とする。 全校生徒はすべて制服を着用、ゲートルをつけることにする。(以上「豊中日記」) 職員会議で左記事項を決定 (1) 職員懇親会費を積立て軍人遺家族救済に当てること			

8	7	6	5	4	4
	21	26	7	21	16

(2) 日露戦記によって好材料をとること

(3) 木銃取扱いに関すること

(4) 時局に適当な軍歌を撰択のこと

第十師団管轄にある予備・後備兵に対し動員令。本郡内より四〇〇名、当町より三名召集さる。

出征軍人、第一次は午前五時半福知山行三名、第二次は鳥取寺十四名を送る。小田井神社に整列万歳三唱、梶浦校長祝文朗読、行進中征露軍歌、京口町に整列、万歳を唱え国旗を以て祝意を表す。

市民提灯行列。九連城の捷報・第二軍の上陸報あり。市民二群に別れ午後六時各町に集合祝酒をかたむけり。午後七時三十分、上町・当校々庭・小田井社に集り、それより行列し万歳を三唱して退散す。各町・各人、各種大小の提灯、数千におよび壯観なりき。

愛国婦人会城崎郡総会を午後二時、講堂にて開く。出席者四〇余名。

出征軍人五〇名へ職員一同より慰問状を発す。

(以上『豊小日記』)

姫路十師団傷病兵転地療養所を城崎温泉に設置、本部を蓮成寺に置く。(当時、姫路から城崎までの鉄道は朝来町の新井までしかのびておらず、傷病兵たちは人力車

38					
2	1	12	10	10	9
7	18	14	28	3	2

と船で来た。当時「傷は治るし、女には好かれ、ほんに城崎罪なこと」と歌われた

〔城崎町年表〕

傷病兵五十三名当校に休けいす。女生徒、教場を装飾して休けい所とし、高等四年生は愛国婦人会員を補助して茶菓の接待をなす。

校庭にて戦死者森垣峰太郎（陸軍歩兵上等兵）・田辺豊蔵（陸軍歩兵一等卒）両氏の町葬を執行す。

傷病兵五二名来校。城崎町役場の依頼による傷病兵の防寒帽子一一三個を高等科女生徒仕立てあぐ。

慰問金、尋常科 三円二八錢七厘

高等科 五円二三錢〇厘

〔以上『豊小日誌』〕

愛国婦人会兵庫支部より遺族中生計の状態困難なる者に対し金三円ずつ救護として贈与せられたり。開戦以来、本郡における戦死者軍医一名・歩兵軍曹二名・同伍長二名・同上等兵七名・同一等卒二〇名・同二等卒八名・輜重輸卒一〇名、計五〇名。また戦病死者は歩兵上等兵一名・輜重輸卒二名、計三名、合計五四名なりという。

〔但馬新聞〕

雪の中、城崎に行軍し傷病兵を慰問

〔豊中日誌〕

9	6	5	3
13	2	11	30

川柳

提灯行列歩かぬ先に酔がさめ

(狂酔)

提灯行列広告が主眼なり

(如屁坊)

(但馬新聞)

露兵捕虜四名(海兵二名・陸兵二名)奥竹野村にて捕う。これは福知山捕虜收容所より脱走せるもの。

日本海々戦祝捷会についての通達

午後三時於神武山

本会に出席せんと欲する者は、金二五銭を添えて各区長に申込むべし。会員には会費と引換に酒饌券を交付。当日は第一号砲にて用意、第二号砲にて式場に参集すべし。ただし、服装はなるべく礼服のこと。式後会員は酒饌券引換に酒肴を受取り、随意に祝意を表すべし。会員は第三号砲にて宴を撤し行列係の指図に従い旗行列を行へし。国旗は出発の際、出発係より交付す。

但馬大会。日露講和問題につき国民大いに怒り全但大会を当町に開く。ただし、多くは当町民の会合なりき。神武山にて宣言書及び枢密院議長あて決議をなし、後、

44	41		39	
6	11	5	5	11
3	5	8	7	17
<p>保天恵座に於て数番の非講和演説あり。 (以上『豊小日誌』)</p> <p>伊勢神宮へ平和回復奉告の儀式があるので奉祝遙拜式を行なう。 (『豊中日誌』)</p> <p>凱旋祝賀会町民によって催され、午前十時半神武山上なる式場に生徒を引率して臨む。午後、町内賑々し。 凱旋祝賀会のため町内賑々し。出席児童僅少。続々早退きを申出づ。 (以上『豊小日誌』)</p> <p>全校生徒中二四〇名、八鹿から汽車で神戸港での観艦式見学旅行。行幸があり東郷大将ら出迎え。神戸高商裏山で拝観。十九日帰校。 四年生福知山連隊・舞鶴軍港・天の橋立見学。陸軍記念日(三月十日)・海軍記念日(五月二十七日)には毎年陸海軍人の講演会あり。 (以上『豊中日誌』)</p> <p>(各要旨)</p>				

日露戦争は三十八年九月に終わるが、召集人員は城崎郡で陸軍一九〇八名・海軍三九名、戦病死者一〇八名、戦病死者遺族四八四名・救助を要する者四四名・家族の救助者一七三名・廃兵家族一七〇名で、この内、永続救護を要する者十九名である(『兵庫県郡役所事績録』城崎郡)。

第四節 北海道開拓移住

貧窮士族 明治六年（一八七三）十二月の秩禄奉還により生活の窮状に苦しんだ士族たちは、元老院に建白 白書を提出、「貧窮士族は生活に困り、妻はござえて天に叫び、子供は飢えて地に泣く。あゝ士族は日本の貧民なり」と、訴えている。豊岡藩士族の場合も例外ではなかった。五年、猪子清（藩大参事。元老）は「生活の道をたたれた藩士は、武士の誇りをすてて貸馬業・米穀商・糸商・代書屋・軍人・巡査、さらには門番・夜警・雑役の使役と転職し、なかには借金整理のため自殺するものもいた」旨を述べている（『日慎録』）。

藩の家老につぐ重臣であった木下弥八郎は、旧豊岡藩士の難局を切り抜けるため、自ら先達となって北海道へ新天地をもとめて移住した。

当時、弥八郎は廢藩後、士族の世話取扱いに任命されていた。世話取扱いというのは旧藩士のすべての願うかがい・伺うかがい・届うかがをとりまとめて処理し、触頭ふれかしらと職名のかわった猪子清に差出す役目であった。この職務を通じて、旧藩士のさまざまな窮状を見聞していたのである。

木下弥八郎は文政九年に豊岡藩邸で生まれたが、水戸で藤田東湖について漢学・皇学・剣道・砲術を学び、勤皇の志士たちと交際した。小藩の武士としては、ずばぬけた教養と識見を身につけていた。

天保十四年、十八歳で家を継ぐ。文久三年の三八歳の時、「生野義拳」後捕えられ豊岡に拘留中の平野国臣